

広島県内の市町の給与の状況について
(平成24年度)

広島県地域政策局市町行財政課

《目次》

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等	・・・	1
2. 市町のラスパイレス指数の推移	・・・	2
3. 市町の初任給基準額	・・・	3
4. 市町の経験年数別平均給料月額	・・・	4
5. 市町の給与削減措置の実施状況	・・・	5
6. 市町の主な諸手当の状況	・・・	6

《地方公務員の給与》

給 与	① 給料	条例で定められた「給料表」のいずれかの額が支給されます。 給料表は、職種別に職務と責任の度合を示す「級」（横軸）と経験年数の度合を示す「号給」（縦軸）で構成され、給料は各地方公共団体の規則等の規定に従い、決定されます。
	② 手当	給料を補完するものです。扶養手当、住居手当、地域手当等があり、その種類や額、支給要件等は条例で定めなければなりません。

なお、給与は「労務の対価」ですから、慶弔見舞金、記念品等の給付、職員の個人的利益に帰属しない運動場等の利用などの福利厚生事業は給与には含まれません。

《地方公務員の給与決定の原則》

- ① 職務給の原則（地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条第1項）
職員の給与は、その職務と職責に応ずるものでなければならない。
- ② 均衡の原則（地公法第24条第3項）
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ③ 条例主義の原則（地公法第24条第6項 等）
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等（一般行政職）

H24.4.1 現在

市町名	ラスパイレス指数 【 】は地域手当補正後のラスパイレス指数	国減額前の参考値 (※1)	平均給料月額 (百円)	平均年齢 (歳)
国	100.0	100.0	3,049 (3,299)	42.8
呉市	106.6	98.5	3,550	46.1
竹原市	111.0	102.6	3,282	41.4
三原市	106.3	98.3	3,242	41.8
尾道市	109.8	101.5	3,559	44.9
福山市	108.9	100.6	3,278	41.8
府中市	107.9	99.7	3,387	43.7
三次市	106.6	98.5	3,472	45.0
庄原市	104.5	96.6	3,191	42.5
大竹市	107.2	99.0	3,208	41.0
東広島市	109.1	100.8	3,375	42.6
廿日市市	105.3	97.4	3,355	44.3
安芸高田市	109.1	100.8	3,541	45.3
江田島市	103.6	95.7	3,333	44.6
府中町	108.9	100.7	3,385	43.4
海田町	104.9	96.9	2,956	39.5
熊野町	103.1	95.2	3,183	43.2
坂町	102.0【99.0】	94.2	3,180	43.2
安芸太田町	103.7	95.8	3,207	43.0
北広島町	105.9	97.7	3,504	45.2
大崎上島町	101.6	93.8	3,283	45.5
世羅町	105.0	97.0	3,235	42.8
神石高原町	104.6	96.6	3,288	43.2
※2市町平均	107.2	99.1	3,367	43.5
※2市平均	107.6	99.5	3,382	43.5
町平均	105.0	97.1	3,278	43.3
※3全国市平均	106.9	98.8		
全国町村平均	103.3	95.5		
全団体平均	107.0	98.9		

※1 「参考値」、平均給料月額の（ ）は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による給与減額支給措置（平均7.8%の引下げ）がないとした場合の値（以下同じ。）

※2 広島市を除いた数値 ※3 政令指定都市を除いた数値

（参考）ラスパイレス指数とは

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してきます。

ラスパイレス指数は、統計的な変動・人員分布の影響が大きいため、単年度の比較ではなく、数年の傾向としてみることが大切です。

2. 市町のラスパイレス指数の推移

【一般行政職】

H24.4.1現在

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		対前年度増減		
							国減額後	国減額前 (参考値)	国減額後	国減額前 (参考値)	
呉市	99.0	100.0	98.2	98.4	98.7	98.5	106.6	98.5	8.1	0.0	
竹原市	99.5	100.0	101.8	102.1	102.8	103.0	111.0	102.6	8.0	▲ 0.4	
三原市	96.0	96.2	97.8	98.4	98.7	97.9	106.3	98.3	8.4	0.4	
尾道市	97.7	98.2	99.8	98.3	99.5	99.8	109.8	101.5	10.0	1.7	
福山市	99.2	100.0	101.1	100.3	100.7	100.3	108.9	100.6	8.6	0.3	
府中市	97.9	98.2	99.3	98.1	98.8	99.6	107.9	99.7	8.3	0.1	
三次市	96.1	97.0	97.3	97.8	98.0	98.6	106.6	98.5	8.0	▲ 0.1	
庄原市	94.9	89.4	92.4	94.4	96.7	96.3	104.5	96.6	8.2	0.3	
大竹市	97.6	98.0	95.9	96.4	97.6	98.3	107.2	99.0	8.9	0.7	
東広島市	98.3	99.4	100.2	100.9	101.2	100.6	109.1	100.8	8.5	0.2	
廿日市市	97.6	97.6	97.7	95.1	94.6	97.2	105.3	97.4	8.1	0.2	
安芸高田市	99.4	96.1	97.0	97.6	101.1	101.0	109.1	100.8	8.1	▲ 0.2	
江田島市	94.3	93.6	94.8	94.5	94.4	94.6	103.6	95.7	9.0	1.1	
府中町	99.8	100.1	100.3	100.4	100.6	101.1	108.9	100.7	7.8	▲ 0.4	
海田町	94.6	95.0	96.5	94.7	96.0	96.9	104.9	96.9	8.0	0.0	
熊野町	93.3	94.2	94.4	95.1	94.3	95.0	103.1	95.2	8.1	0.2	
坂町	94.2	93.8 (92.0)	94.2 (91.5)	94.1 (91.4)	92.6 (89.9)	93.3 (90.6)	102.0 (99.0)	94.2	8.7 (8.4)	0.9	
安芸太田町	92.7	92.9	91.9	91.9	95.6	95.2	103.7	95.8	8.5	0.6	
北広島町	92.7	93.6	94.9	97.4	97.7	98.1	105.9	97.7	7.8	▲ 0.4	
大崎上島町	91.9	92.0	92.1	92.7	92.9	94.0	101.6	93.8	7.6	▲ 0.2	
世羅町	94.2	93.3	93.8	97.4	98.2	98.1	105.0	97.0	6.9	▲ 1.1	
神石高原町	97.3	93.8	94.7	94.8	97.4	97.1	104.6	96.6	7.5	▲ 0.5	
合計	市計(広島市除く)	98.1	98.1	98.6	98.5	99.1	99.2	107.6	99.5	8.4	0.3
	町村計	94.9	94.9	95.2	96.0	97.4	97.6	105.0	97.1	7.4	▲ 0.5
	県計(広島市除く)	97.6	97.6	98.1	98.1	98.8	98.9	107.2	99.1	8.3	0.2

※ () は地域手当補正後のラスパイレス指数

【状況】

- ・県内の市町平均は、国（100）を下回る水準で推移してきましたが、平成24年度は、国家公務員の給与減額支給措置の影響等により、8.3ポイント上昇しています。
- ・全国平均と比較すると、県内の市（広島市を除く）では0.7ポイント、県内の町では1.7ポイント全国平均より高い水準にあります。

3. 市町の初任給基準額

H24.4.1 現在

市町名	初任給基準額（一般行政職）	
	（単位：円）	
	大学卒 （試験）	高校卒 （試験）
国	172, 200 (164, 000)	140, 100 (133, 400)
呉市	181, 200 (176, 700)	149, 800 (146, 100)
竹原市	178, 800	149, 800
三原市	185, 800	149, 800
尾道市	172, 200	140, 100
福山市	178, 800	144, 500
府中市	172, 200	144, 500
三次市	172, 200	144, 500
庄原市	172, 200	144, 500
大竹市	178, 800	144, 500
東広島市	178, 800	149, 800
廿日市市	178, 800	149, 800
安芸高田市	161, 600	140, 100
江田島市	上級 172, 200 初級 161, 600	140, 100
府中町	178, 800	149, 800
海田町	178, 800	149, 800
熊野町	—	140, 100
坂町	172, 200	144, 500
安芸太田町	172, 200	140, 100
北広島町	161, 600	140, 100
大崎上島町	—	140, 100
世羅町	—	140, 100
神石高原町	172, 200	140, 100

※（ ）は給与削減措置に伴う減額後の額。100円未満は四捨五入

4. 市町の経験年数別平均給料月額

H24.4.1 現在

市町名	ラスパイレス 指数		一般行政職 (単位：百円)					
	国減額前 (参考値)	国減額前 (参考値)	大 卒			高 卒		
			10～14年	15～19年	20～24年	10～14年	15～19年	20～24年
国	100.0	100.0	2,628 (2,842)	3,105 (3,371)	3,514 (3,823)	2,222 (2,358)	2,659 (2,877)	3,025 (3,278)
呉市	106.6	98.5	2,808	3,334	3,696	2,588	2,893	3,242
竹原市	111.0	102.6	2,880	3,471	3,824	*	*	3,519
三原市	106.3	98.3	2,758	3,190	3,642	*	2,891	3,192
尾道市	109.8	101.5	2,825	3,404	3,732	2,548	*	3,335
福山市	108.9	100.6	2,701	3,463	3,697	*	2,957	3,288
府中市	107.9	99.7	2,783	3,276	3,693	2,572	3,002	3,398
三次市	106.6	98.5	2,842	3,295	3,611	*	3,008	3,407
庄原市	104.5	96.6	2,656	3,054	3,626	*	2,863	3,171
大竹市	107.2	99.0	2,881	3,440	3,721	—	—	*
東広島市	109.1	100.8	2,833	3,414	3,705	2,537	2,983	3,337
廿日市市	105.3	97.4	2,706	3,118	3,635	*	2,821	3,187
安芸高田市	109.1	100.8	2,816	3,305	3,720	2,595	2,946	3,428
江田島市	103.6	95.7	2,655	3,046	3,487	*	2,841	3,150
府中町	108.9	100.7	2,821	3,362	3,744	*	2,965	3,606
海田町	104.9	96.9	2,695	3,185	3,613	—	—	*
熊野町	103.1	95.2	2,608	3,054	3,583	—	—	*
坂町	102.0	94.2	2,517	3,076	3,627	—	—	*
安芸太田町	103.7	95.8	2,869	2,936	3,755	*	2,674	3,093
北広島町	105.9	97.7	2,818	3,203	3,663	—	2,918	3,288
大崎上島町	101.6	93.8	2,612	*	*	*	*	3,030
世羅町	105.0	97.0	2,758	3,171	3,586	—	2,762	3,245
神石高原町	104.6	96.6	2,722	3,078	3,589	2,383	2,866	3,184

※ —…該当職員なし *…該当職員が3人以下のため記載していない。

※ 国の()は、国家公務員の給与減額支給措置がないとした場合の値

5. 市町の給与削減措置の実施状況（一般職）

H24.4.1 現在

市町名	一般職		削減期間
	給料等	その他手当	
呉市	医師を除くすべての 管理職 5%引下 非管理職 2.5%引下	管理職手当 10%引下	H20.4~H25.3
竹原市	部長級・課長級 5%引下	-	H24.4~H25.3
三原市	-	-	-
尾道市	-	-	-
福山市	-	-	-
府中市	-	-	-
三次市	-	-	-
庄原市	-	-	-
大竹市	部長級・課長級 3%引下	-	H23.1~H24.12
東広島市	-	-	-
廿日市市	-	-	-
安芸高田市	-	-	-
江田島市	-	-	-
府中町	-	-	-
海田町	-	-	-
熊野町	-	地域手当【広島市勤務】 (支給率を削減) 9%→4%	H22.4~H25.3
坂町	-	-	-
安芸太田町	-	-	-
北広島町	-	-	-
大崎上島町	-	-	-
世羅町	-	-	-
神石高原町	-	-	-

6. 市町の主な諸手当の状況

H24.4.1 現在

市町名	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当
国	①配偶者：13,000円	広島市：10% 廿日市市・府中町・海田町・坂町：3%	①借家：最高額27,000円	①交通機関：2km以上 最高55,000円 ②自動車：2km以上 最高24,500円
	②配偶者以外（配偶者なし、うち1人）：11,000円 （その他）：6,500円		②配偶者等の居住する借家：①の2分の1	
	③特定期間の加算※：5,000円		③自宅：無	
呉市	国と同じ	—	①借家：最高額27,500円 ③自宅：6,500円	①：1.5km以上、58,000円を超えた場合1/2加算 ②：1.5km以上、最高35,000円、距離区分が国と異なる。 市の管理地以外の駐車場加算2,000円
竹原市	国と同じ	—	国と同じ	②：距離区分が国と異なる。
三原市	国と同じ	—	③自宅：3,300円	②：距離区分が国と異なる。
尾道市	国と同じ	—	③自宅：3,300円	②：1km以上、最高24,700円、距離区分が国と異なる。
福山市	③特定期間の加算：5,500円	—	③自宅：3,300円	①：定期券価格相当額 ②：最高29,900円、距離区分が国と異なる。
府中市	国と同じ	—	国と同じ	②：距離区分が国と異なる。
三次市	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
庄原市	国と同じ	—	国と同じ	②：最高34,700円、距離区分が国と異なる。 有料駐車場加算1,000円
大竹市	③特定期間の加算：5,500円	—	③自宅：2,500円	②：距離区分が国と異なる。
東広島市	国と同じ	—	③自宅：3,300円	②：距離区分が国と異なる。
廿日市市	国と同じ	廿日市市：3%	③自宅：3,300円	②：最高49,700円、距離区分が国と異なる。
安芸高田市	国と同じ	—	③自宅（～新築後5年、市内居住）：2,500円	国と同じ
江田島市	国と同じ	—	③自宅（～新築後5年）：2,500円	国と同じ
府中町	国と同じ	府中町：3%	③自宅（～新築後5年）：3,500円 自宅（新築後6年～）：1,000円	②：距離区分が国と異なる。
海田町	国と同じ	海田町：3%	国と同じ	国と同じ
熊野町	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
坂町	国と同じ	坂町：0%	国と同じ	国と同じ
安芸太田町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高55,000円、距離区分が国と異なる。
北広島町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高48,000円、1km当たり800円（2km以上対象）
大崎上島町	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
世羅町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高40,000円、往復距離1km当たり20円×21日
神石高原町	国と同じ	—	国と同じ	①：1km以上、運賃相当額 ②：1km以上、最高27,000円、距離区分が国と異なる。

注1 地域手当以外の手当については、国の各項目①～③に対して、取扱いが異なるものを記載しています。（記載しているもの以外は「国と同じ」です。）

注2 ※扶養手当の「特定期間の加算」とは15歳から22歳までの子に対する加算措置です。

注3 市町の地域手当については、各市町の本庁舎に勤務している職員の地域手当の支給率を記載しています。